

秋田への移住で 最大2000万円!!

東京圏^{*}からの移住者に、**移住支援金**を支給

※ 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

- 次の①～④のいずれかに該当する移住者が対象となります。(全国的な制度です)
 - ①「秋田移住支援金マッチングサイト」にある移住支援金対象求人の掲載日以降に応募し、正規雇用された方
 - ②国のプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業により就職した方
 - ③本人の意思により移住し、それまでの業務を引き続きテレワークで実施する方
 - ④移住前に、移住先の市町村から関係人口として認められている方

家族で移住 100万円 / 世帯 **単身で移住 60万円 / 世帯**

- **支援金を受給するためには、次の要件を全て満たすことが必要です。**
 - ◆ 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上（直前の1年間は連続）、東京都23区内に在住または東京圏から23区内に通勤していた方
 - ◆ 秋田県へ移住されてから1年以内の方
 - ◆ 移住先の市町村に5年以上居住する意思を持つ方

秋田県 **独自の移住支援金**を支給!

- ⑤ **リモートワーク移住者で③に該当しない方への支援金を支給します。**

「秋田県へ移住されてから1年以内」かつ「移住先の市町村に5年以上居住する意思を持つ」方が対象です。

家族で移住 50万円 / 世帯 **単身で移住 30万円 / 世帯**

裏面へ続く・・・

⑥ ①の対象者のうち特定の技術職・専門職の方へさらに支援金を加算します。

家族で移住 **100** 万円 / 世帯 単身で移住 **60** 万円 / 世帯

(1) 先進技術の活用を担う技術職

- ・ 情報産業：技術士法、情報処理の促進に関する法律に定める技術職の有資格者
- ・ 製造業：技術士法、職業能力開発促進法に定める技術職の有資格者

(2) 人材不足が特に深刻な分野の技術職・専門職

- ・ 建設産業：技術士法、建設業法、建築士法、測量法に定める技術職の有資格者
- ・ 福祉・医療：介護福祉士、保育士、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、医療技術者
- ・ 宿泊業：調理師

移住支援金の受給までの流れ



移住支援金の詳細や手続きについては各相談窓口へ

【移住支援金相談窓口】

秋田県あきた未来創造部
移住・定住促進課

場 所：秋田県秋田市山王4-1-1
電 話：018-860-1234
Email：iju@pref.akita.lg.jp

市町村相談窓口や制度の詳細・求人情報など
下記のページに掲載しています。

秋田県移住支援金
関連ページはこちら



【東京相談窓口】

Aターンプラザ秋田(無料職業紹介所)

相談日：月曜日～金曜日 ※祝日及び年末年始期間を除く
場 所：東京都千代田区平河町2-6-3
都道府県会館7階(秋田県東京事務所内)
電 話：0120-122-255
Email：a-plaza@mail2.pref.akita.jp

あきたで暮らそう！Aターンサポートセンター(移住相談窓口)

相談日：火曜日～日曜日 ※祝日及びお盆・年末年始期間を除く
場 所：東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階
電 話：080-9292-5195 (相談員直通)
Email：akita1@furusatokaiki.net

※ 相談時間等の詳細については、サイトをご覧ください。

秋田県